

朝霞市みどりの基本計画の策定概要

(1) 計画改定の背景と目的

朝霞市は、都心から約20km圏内にありながら、武蔵野の面影を感じさせる豊かなみどりや水辺が分布し、自然に恵まれた住みやすいまちです。

みどりは、暮らしにうるおいや安らぎを与えてくれるほか、農業生産の場や生き物の棲みかとなり、自然災害や都市気象を緩和するなど、様々な役割を果たしています。近年では、気候変動等を始めとした災害リスクの高まり、人口減少・少子高齢化の進展、地域経済の停滞、自然環境の劣化などの多様な課題に対し、自然の持つ多機能性やしなやかな回復能力などの特性を賢く活用するまちづくりの手法「グリーンインフラ」が世界的に広がっています。

本市においては、現行の「朝霞市みどりの基本計画」のもと、貴重な緑地の保全や公園整備、民有地の緑化、郷土のみどりを活かしたイベントの開催など、市内のみどりの保全や育成に努めてきたところですが、良好な居住環境を有する本市では、開発などにより身近なみどりが徐々に失われつつあり、都市の発展と自然環境保全との調和が大きな課題になっています。

現行のみどりの基本計画におきましては、令和7年度を計画最終年次としていることから、これまでの計画の達成度と施策の検証、緑地データの更新を行うとともに、「総合計画」や「都市計画マスタープラン」等の関連計画と整合をとりながら、更なる緑化の推進と保全を図ることを目的として、計画改定を進めるものであります。

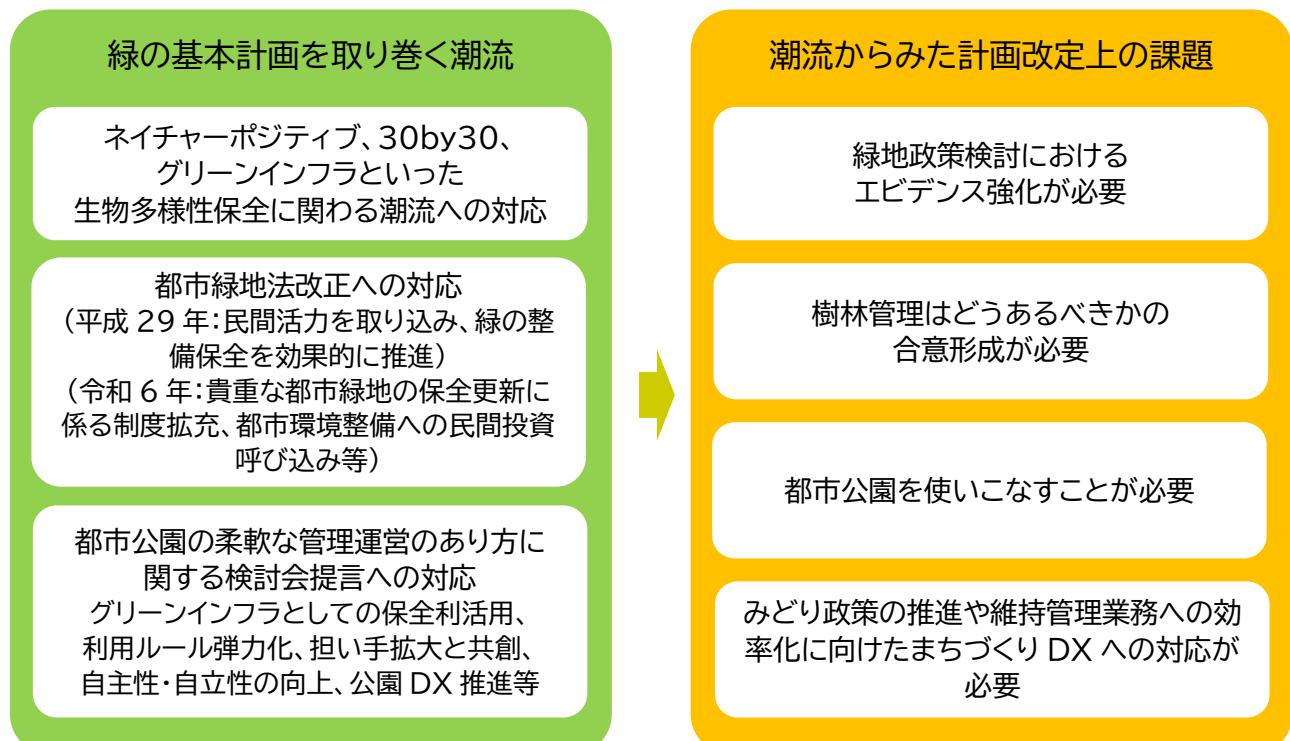


図 計画改定の視点（案）

(2)朝霞市みどりの基本計画の位置づけ

①「緑の基本計画」とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条第1項に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。中長期的な視点から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を定めるものであり、緑地の保全、公共施設や民有地の緑化、公園の整備・管理など、市内の緑全般を対象として、市民の身近にある水や緑、生きものと調和したまちづくりを進めていくための基本となる計画です。

本市では、平成 28 年に改定された現行計画より「みどりの基本計画」の名称としています。

②計画の位置づけ

本計画は、本市のみどりにかかる総合的な計画です。朝霞市総合計画を上位計画とし、都市計画マスターplanなど、まちづくりに関連する様々な計画と整合を図ります。

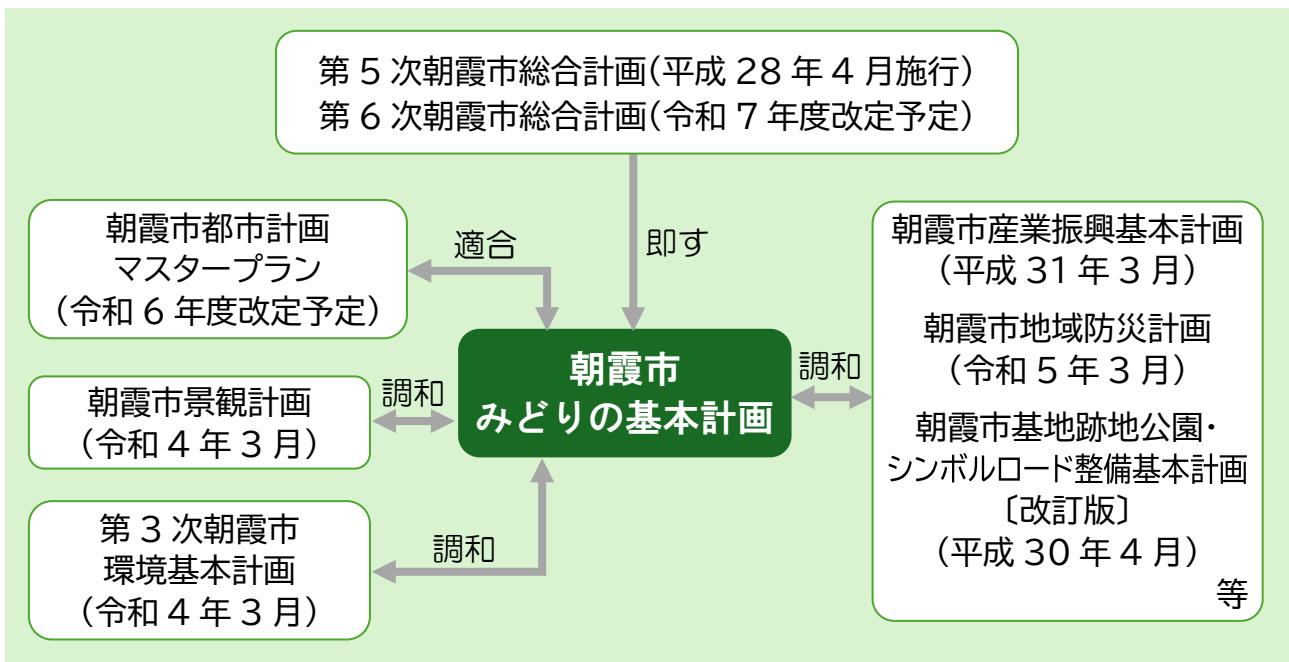


図 計画の位置づけ

③計画期間

計画期間は、中長期的な展望を見据えつつ、令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度までとします。

④対象区域

対象区域は、朝霞市の都市計画区域(本市全域)とします。

⑤検討体制

改定にあたっては、「朝霞市緑化推進会議」に諮問し、答申をいただきます。

また、庁内会議として「朝霞市緑の基本計画庁内検討委員会」を設置し、計画案の報告や関連計画との調整を図ります。

なお、市民アンケート調査やワークショップを行うとともに、パブリックコメント等を実施することにより、市民意見を反映します。

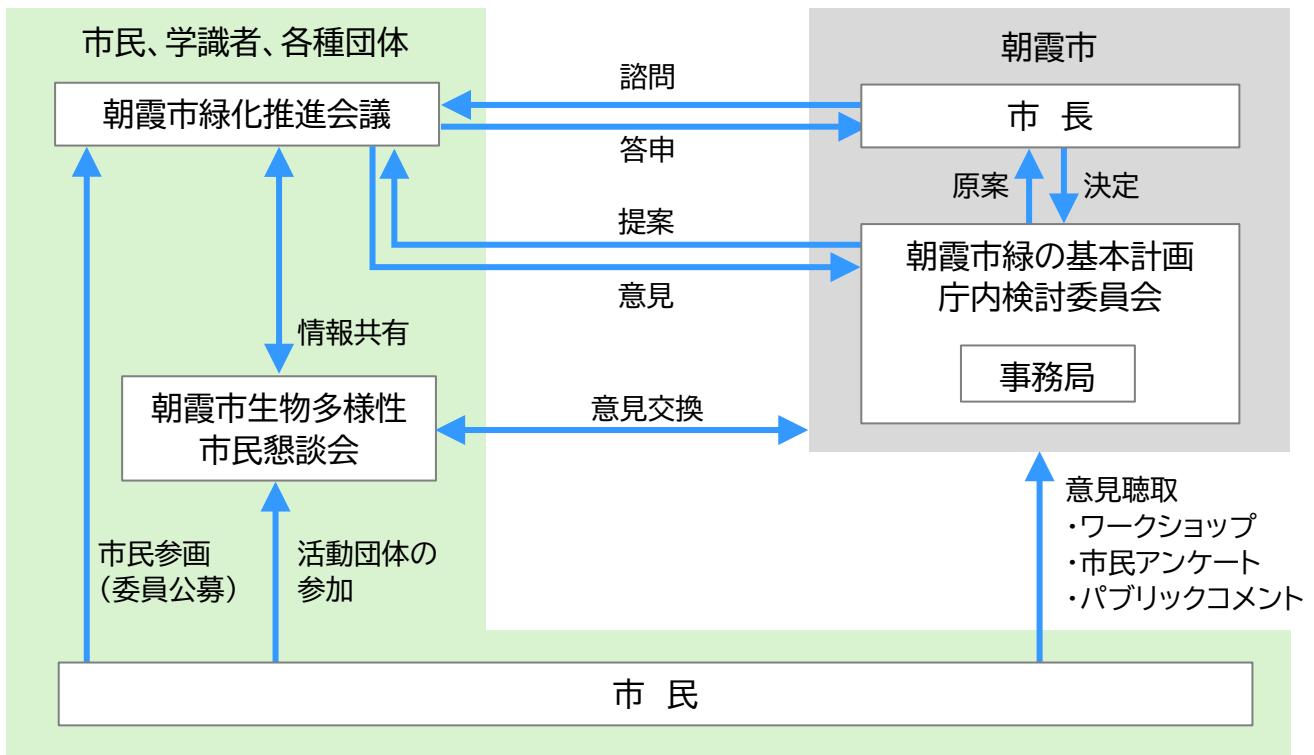


図 策定体制図

⑥計画改定のスケジュール

計画改定のスケジュールは以下のように予定しています。

		計画改定に向けた取り組み			会議等
令和6年度	4月	関連計画や他部局の諸施策等の整理	みどりの現況の把握		第1回庁内委員会
	5月		緑地現況の把握		第2回庁内委員会
	6月				第1回緑化推進会議
	7月	社会的自然的状況の把握			第1回生物多様性市民懇談会
	8月				
	9月				
	10月	現行計画の達成度と施策の検証	グリーンインフラの多面的効用に係わる解析		第3回庁内委員会
	11月				第2回緑化推進会議
	12月		課題の整理及び計画策定の方向性の検討		第2回生物多様性市民懇談会
	1月				第4回庁内委員会
	2月		緑の将来像の検討		第3回緑化推進会議
	3月		目標水準の設定	シンボルロードの緑地管理に関する方向性の検討	第1回ワークショップ
					第2回ワークショップ
令和7年度	4月				第5回庁内委員会
	5月				第4回緑化推進会議
	6月				
	7月	実現のための施策の検討			
	8月				
	9月				
	10月		地域別計画		第6回庁内委員会
	11月				第5回緑化推進会議
	12月				第3回生物多様性市民懇談会
	1月				
	2月				
	3月				
		計画素案の作成			第7回庁内委員会
					第6回緑化推進会議
		みどりの基本計画案の作成			
		公表用データの作成			

図 計画改定のスケジュール

(3)「みどり」とその働き

①「みどり」と「緑地」について

「みどり」は、気候変動の緩和、多様な生物の生息・生育環境の確保、地域の防災性の向上、スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成等の役割を担っており、健全な都市生活を営む上で必要な環境基盤となっています。また、良好な都市景観、自然、歴史文化を伝える郷土景観の形成に寄与します。さらに、緑とのふれあいを通じて、人と人のつながりが生まれ、コミュニティの形成、生活文化の形成にもつながっていきます。

本計画が対象とする「みどり」は、樹木や草花等に加えて、農地や河川、公園等まで幅広く、市が管理する緑だけでなく、民間事業者の敷地や個人の住宅等の緑も含めるものとします。

また、「みどり」のうち、法的に、または社会通念上永続性が担保されているものを「緑地」とし、緑地率など量的目標の対象としています。

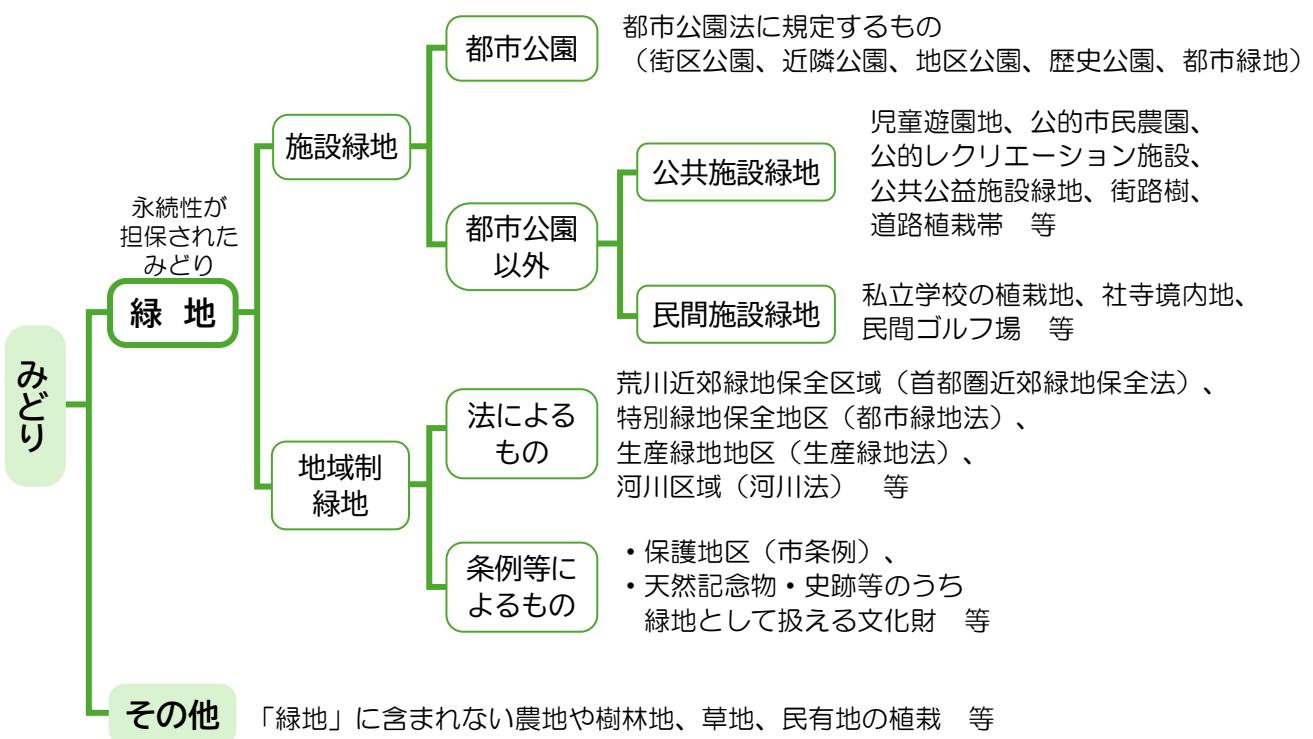


図 本計画における「みどり」と「緑地」

①「グリーンインフラ」とその働き

緑には、私たちの暮らしを支える多様な機能があります。この緑が有する多様な機能を活用し、持続可能な地域づくりを支える社会基盤のことを「グリーン・インフラストラクチャー（グリーンインフラ）」といいます。本計画においても、緑のもつ多面的な機能を積極的に活かす、グリーンインフラの取組を検討します。

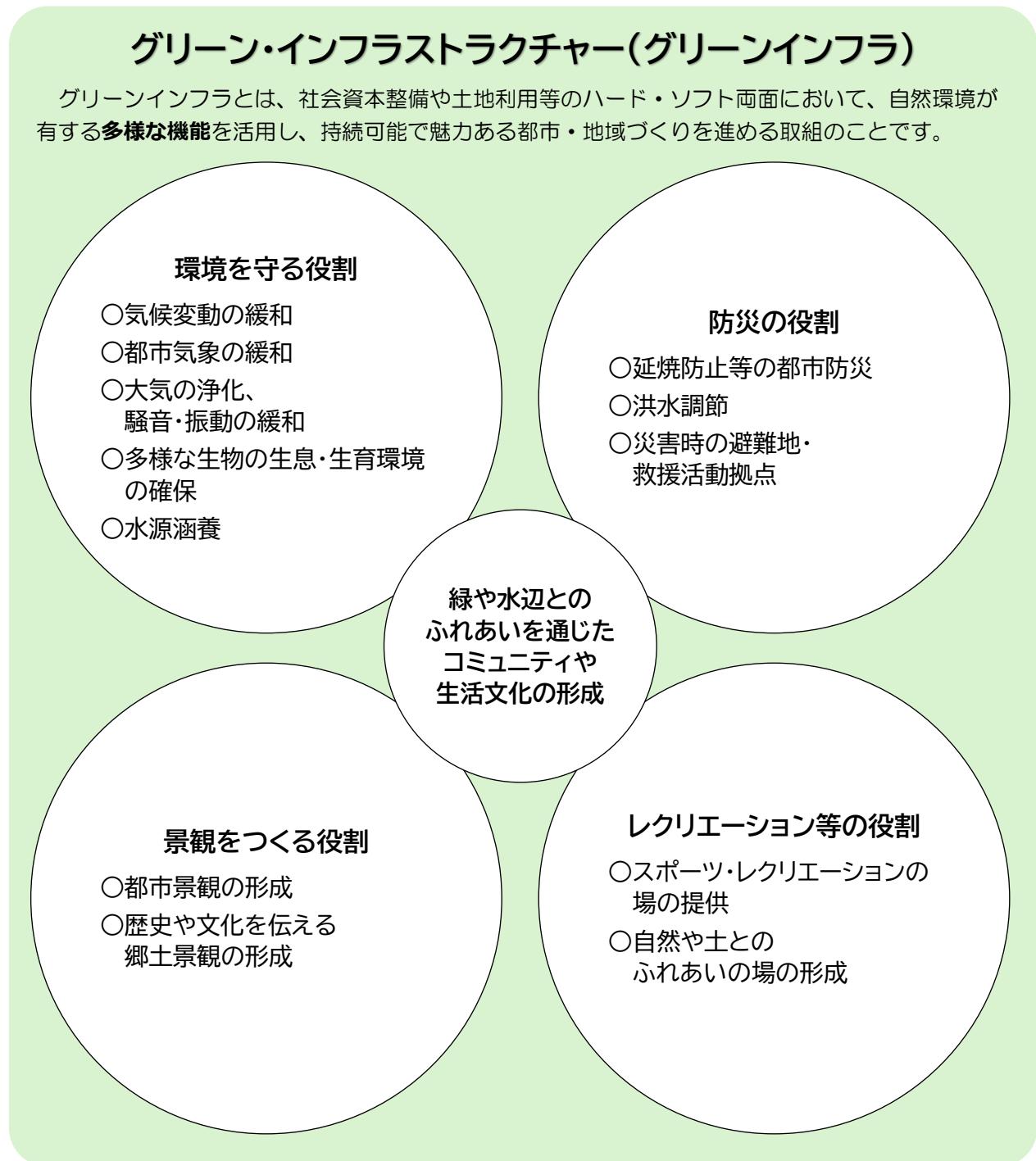


図 グリーンインフラとその働き